

是貞親王家歌合について

著者	三木 麻子
引用	百舌鳥国文. 2021, 30, P.73-87
URL	http://doi.org/10.24729/00017427

是貞親王家歌合について

三木麻子

一 はじめに

「是貞親王家歌合」については、夙に、堀部正二『纂輯 類從歌合とその研究』¹⁾、萩谷朴『平安朝歌合大成』²⁾によって紹介され、久曾神昇「是貞親王家歌合略考」³⁾の論がある。

本文は二十卷本類從歌合に収録されるのみで、二十卷本和歌合抄目録、巻第五「親王家」に「仁和第二親王家歌合 光孝天皇第二親王」と記され、右上に「是貞」と傍注がある⁴⁾。類從歌合第十「親王」の目録には「仁和二宮歌合」とあり、右上に「是貞」と注される。本文部分冒頭にも「二宮歌合」の下に割注して「仁和御時親王歌合 卅五番 これさたのみことはこの御事にや」と記されている⁵⁾。

諸説ともに二十卷本類從歌合の記載と、この歌合の歌が『古今集』以下に貞親王家歌合の歌として採録されることから、主催者は光孝天皇第二皇子、是貞親王とする。

また、披講年次は当歌合の歌が入集する『新撰万葉集』成立（寛平五年（八九三）以前であることは自明であり、『平安朝歌合大成』では、本歌合同様に歌合歌が『新撰万葉集』に採録される「寛平御時后宮歌合」（この二歌合の歌で四季恋五題の主幹部分がほとんど編成される）と本歌合は、『新撰万葉集上』が成立した寛平五年九月二十五日に最も近い頃に行われた、そして、秋歌で構成される本歌合の成立は秋季、としている。

久曾神氏は、披講年次は不明としつつも、「仁和御時親王歌合」が披講年代をも示すものとすれば「仁和御時」が成立推定材料ともなる可能性を指摘している。それは光孝天皇が薨ずる仁和三年（八八七）八月二十六日以前、親王二十歳ころとなるとも記すが、親王の年令については後述する。

二 是貞親王

是貞親王は、延喜三年（九〇三）七月二十五日に薨じた事が知られる（日本紀略・一代要紀）が、その生年については、

古藤真平氏が「宇多天皇とその同母兄弟姉妹」において、先行研究をもとに整理されるなかで触れられている。⁶⁾

是貞の父、時康親王（光孝天皇）と班子女王の間の皇子皇女の中で、後に宇多天皇となる定省は貞観九年（八六七）生、その他に生没年が知られるのは、是忠（八五七〜九二二）、忠子（八五四〜九〇四）という。

光孝天皇は時康親王時代の貞観十二年（八七〇）、男子達に源朝臣の姓を賜うことを請い、その際に、宇多と同母の兄弟で、二世王であった元長・是忠・是貞の名が『三代実録』に見える。第七子で当時四歳の宇多はそこには入らず、元慶八年（八八四）、光孝天皇即位後の源氏賜姓を受けたのは、前年に没した元長を除く、是忠・是貞・宇多であった。貞観十二年、賜姓された是貞は、十四歳の是忠と近い年齢で、元服後であったとすると、是貞の生年は天安二年（八五八）、天安三年／貞観元年（八五九）頃となると古藤氏は推定されている。

これに従えば、是貞は、光孝即位時の元慶八年（八八四）、

二十六、七歳で無位から従四位上に叙され、宇多天皇即位後の寛平三年（八九一）、先帝の皇子として親王となり、四位、その後、三位、延喜三年（九〇三）七月二十五日に四十五、六歳で薨去した。

是貞の兄、是忠は、十代後半で従五位下、元慶元年（八七七）には従五位下から従五位上へと、優遇された処遇を叙されていた。元慶八年には正四位下、参議となり、仁和三年従三位、寛平三年三月に中納言に昇任後、十二月に是貞と同様に親王となり、三品、後に一品に至り、延喜二十二年（九二二）に六十六歳で薨去した。

光孝天皇と班子女王との間の男子は四名である。光孝天皇の長子であろうといわれる元長は光孝即位前に亡くなり、源氏賜姓を受けていた兄弟のうち、光孝崩御の直前に親王に列せられ皇太子となった宇多の即位後、是忠、是貞は親王宣下を受けた。このため、是貞は光孝天皇第二皇子、「仁和二宮」と称される。第四番目の男子である定省が宇多天皇となり、兄、是忠と比べても、是貞親王の位階昇進は遅れていたようにみえる。しかし、一方で、是貞は『新撰万葉集』の素材となる歌合を主催し、宇多天皇とは文芸的指向において軌を一にしている。本歌合の実質的主催者は宇多とも指摘されている（『新編国歌大観』解題、

村瀬敏夫など⁽⁷⁾が、関連深い「寛平御時后宮歌合」の主催者とされる母班子女王（後述）とともに、宇多の兄としてこの催しに関わる条件は備わっていたらう。

ちなみに、『平安朝歌合大成』他、『日本古典文学大辞典』⁽⁸⁾（迫鉄朗「寛平御時后宮歌合」）、『和歌文学大辞典』⁽⁹⁾（泉紀子「同」）でも、「寛平御時后宮歌合」の主催者とされるのは班子女王であるが、新聞一美氏は『新撰万葉集卷上（一）』⁽¹⁰⁾に所収される「新撰万葉集序注釈」のなかで、序文の「当今、寛平の聖主万機の余暇に、宮を挙りて、方に歌を合はする事有り。後進の詞人、近習の才子、各四時の歌を献じ、初めて九重の宴を成す。又余興有りて同じく恋思の二詠を加ふ」について、以下のように注釈されている。

：「挙^レ宮」の「宮」は、内裏或いは、その一部をさすのであろう。ここでは、宇多天皇、天皇が召した臣下、後宮の主要な部分が歌合に参加したことを「挙^ニつて」といった。「有^レ事^レ合^レ歌」は、歌合が宇多天皇主催のもとで行われたことを言う。この歌合は『古今集』の詞書に「寛平御時后宮歌合の歌」（12・春上・源当純、他）とある歌合を指すので、「后宮」が挙行の場所であったことが知られる。

（傍線筆者）

そして、「ただし、この「后（宮）」が光孝天皇女御で宇多天皇母の班子女王（洞院大后）を指すか、基経の女で宇多天皇女御温子を（七条后）を指すかで説が分かれている」とした上で、高野平氏説⁽¹¹⁾を採るとされる。高野氏は、「寛平御時」は歌合開催の時を指し、「后の宮」は『古今集』撰集時点での呼称と解され、「寛平御時后宮歌合」は「宇多天皇の御代に、今は后と呼ばれる方の御殿で行われた歌合」とする。班子は光孝天皇崩御の仁和三年（八八七）に皇太夫人、醍醐天皇即位時の寛平九年（八九七）には皇太后となり、昌泰三年（九〇〇）に崩じたので、寛平五年には「中宮」「后」と呼ばれ得る。一方、温子は醍醐即位時に「皇后」となり、寛平九年以降亡くなるまで「后」であった。新聞氏は、「后宮」を『古今集』撰集時の呼称とすれば、それは当時故人となっていた班子ではなく、「温子」であり、歌合の場も温子の居処であった「弘徽殿」で挙行されたと解されている。

呼称ばかりでなく、宇多の和歌活動への関わり方として温子の働きは目覚ましい。「亭子院女郎花合」は、昌泰元年（八九八）に宇多院と后温子が頭となって行われた。この女郎花合歌は『新撰万葉集』下巻末に「女郎花」として二十五首が増補されている。その経緯は明らかではないが、『新撰万葉集』撰集資料を意図

した「寛平御時后宮歌合」にも温子が関わったとすると、この増補にも示唆するものがあるのではないだろうか。これらの宇多を巡る和歌行事や温子・宇多に仕えた伊勢の家集『伊勢集』にも記される温子周辺の和歌活動は、温子の指向や資質を示すものとして、「后宮」イコール温子説を補強する。しかし、仁和四年（八八八）に入内した温子が、宇多天皇の和歌活動にいつから関わるようになったのかを考慮する必要はあるだろう。

后宮温子説についてが長くなったが、宇多天皇の和歌への関心に今少し着目する。資料が現存するなかで最古の歌合である「民部卿行平歌合」に次いで古い「寛平御時菊合」を、岸本理恵氏は寛平二年（八九〇）成立と推定された¹⁴。宮廷行事である九月重陽の宴の詩宴で「菊」を詠むことへの関心が高まり、物合であった「菊合」に添えられた和歌の披露が行われた「寛平御時菊合」の総歌数は二〇首であるが、「山崎の皆瀬の菊」（一番）のように、「おもしろきところどころの名を」花に結びつけ、後の歌枕表現に繋がるような、菊と地名とを取り合わせた趣向の左方の歌と、漢詩表現を取り込んだ和歌が多く含まれる右方の歌とは、趣向を離れた和歌表現が競われている。詩宴・詩合から、歌会・歌合への流れを示す象徴的な催しであると考える。以後、「亭子院女郎花合」（昌泰元年）やそれに続く宇多

院の関わる「宇多院女郎花合」・「朱雀院女郎花合」（以上は年代不明）と「宇多院物名歌合」（昌泰二年¹⁵）から延喜年間の『古今集』への道が繋がることになるが、その先蹤として、寛平年間に『新撰万葉集』へと至るために「寛平御時后宮歌合」が企画されている。「是貞親王家歌合は、また、その魁けとして、遊宴行事の歌合とは性格を異にし」ていた（田中喜美春「仁和二宮歌合」・日本古典文学大辞典）といえるだろう。萩谷朴氏が「宇多天皇の指示によつて催されたもので、歌合の行事形式に従ったものではあるまい。二十巻本の本歌合が、ただ七十一首の和歌を羅列したにすぎないのもその為である」と指摘されるように、歌集撰集のための企画であり、「行事性が薄いとすれば、その際、開催場所は大きな意味を持たないが、「仁和二宮歌合（仁和の二宮が関わった歌合）」と称されるところからも、是貞親王には応分の関与は認められるだろう。しかし、「后宮歌合」のほうは、開催場所を母後の六十賀を祝う意図で班子女王居処としたということであるのか、開催場所を含め、内的気運として、温子や女房を含めた一同が、宇多歌壇として機能し始めていたのか、否かは、改めて考察したい。

和歌的事項に是貞の年齢を関連づけてみれば、「仁和御時親王歌合」を光孝天皇の在位（八八四―仁和三年（八八七）八月薨

を示すという案を顧みると、「仁和の御時」には二十六、七歳から二十九もしくは三十歳である。また、歌合後の、『新撰万葉集』成立時には三十五、六歳となっており、『新撰万葉集』成立直前の、歌合の実質的な主催者（企画者）となるにも適切な年齢と考えられる。

三 是貞親王家歌合の実態

「是貞親王家歌合」は、孤本であり、七一首記される和歌のうち二首は細字書入されている。また、勅撰集や私家集に、是貞親王家歌合の歌として入集した和歌で、本歌合記録には書かれていないものがあるため、現在の資料は残欠本であるといわれており、「是貞親王家歌合」の全体像が見えないのが現状である。

細字書入のうちの28番⁽¹⁶⁾

28 山里は秋こそことに悲しけれ鹿のなくねにめをさましつ
は、29 番歌、

29 山里は秋こそものは悲しけれねぎめねぎめに鹿はなきつ
の異伝として古今集から移されたと指摘されているが、次の細
字書入の歌、

67 秋の虫などわびしげに声のするたのめしかげに露やもりくる

是貞親王家歌合について

は、『新撰万葉集』にも入集する和歌である。ひとまず、『平安朝歌合大成』・『新編国歌大観』と同じく、七一首は歌合歌と認めておきたい。

『古今集』には、「是貞親王家歌合」と詞書される歌が以下のように二三首入集する。歌頭に付した番号は是貞親王家歌合（全七一首）の番号で、アルファベットは、歌合にはない歌に付したものである。

これさだのみこの家の歌合のうた (よみ人しらず)

a いつはとは時はわかねど秋のよぞ物思ふ事のかぎりなりける

(古今集・秋上・一八九)

これさだのみこの家の歌合によめる 大江千里

62 月見ればちぢに物こそ悲しけれわが身ひとつの秋にはあらね

ど ただみね

58 久方の月の桂も秋は猶もみぢすればやてりまさるらむ

(I・秋上・一九三・一九四)

これさだのみこの家の歌合のうた 敏行の朝臣

b 秋の夜のおくるもしらずなく虫はわがごと物やかなしから

む (秋上・一九七)

これさだのみこの家の歌合のうた ともものり

c 秋風に初雁がねぞきこゆなるたがたまづさをかけてきつらむ

(秋上・二〇七)

これさだのみこの家の歌合のうた 　　ただみね

28 山里は秋こそことに侘しけれ鹿のなくねにめをさましつづ

よみ人しらず

d おく山に紅葉ふみわけなく鹿のこゑきく時ぞ秋は悲しき

(Ⅱ・秋上・二二四、二二五)

これさだのみこの家の歌合によめる 藤原敏行の朝臣

e 秋はぎの花さきにけり高砂のをのへしかは今やなくらむ

(秋上・二二八)

是貞のみこの家の歌合によめる 文屋あさやす

f 秋の野におくしらつゆは玉なれやつらぬきかくるくものいと

すぢ (秋上・二二五)

是貞のみこの家の歌合のうた 　　としゆきの朝臣

g 秋の野にやどりはすべしをみなへし名をむつまじみたびなら

なく (秋上・二二八)

これさだのみこの家の歌合によめる 　　としゆきの朝臣

h なに人かきてぬぎかけしふぢばかまくる秋ごとのにのべをには

はす (秋上・二三九)

これさだのみこの家の歌合のうた 　　文屋やすひで

i 吹くからに秋の草木のしをるればむべ山風をあらしといふら

む

j 草も木も色かはれどもわたつうみの浪の花にぞ秋なかりける

(Ⅲ・秋下・二四九、二五〇)

これさだのみこの家の歌合によめる 　　としゆきの朝臣

k 白露の色はひとつをいかにして秋のこの葉をちぢにそむらむ

壬生忠岑

24 秋の夜のつゆをばつゆとおきながらかりの涙やのべをそむら

む (Ⅳ・秋下・二五七、二五八)

これさだのみこの家の歌合によめる 　　ただみね

19 あめふればかさとり山のもみぢばはゆきかふ人のそでさへぞ

てる (秋下・二六三)

是貞のみこの家の歌合のうた 　　よみ人しらず

ℓ 秋ぎりはけさはなたちそさほ山のははそのもみぢよそにても

見む (秋下・二六六)

これさだのみこの家の歌合のうた 　　きのとものり

71 露ながらをりてかざさむきくの花おいせぬ秋のひさしかるべ

く (秋下・二七〇)

これさだのみこの家の歌合のうた 　　よみ人しらず

m いろかはる秋のきくをばひととせにふたたびにほふ花とこそ

見れ (秋下・二七八)

これさだのみこの家の歌合のうた　としゆきの朝臣
nわがきつる方もしられずくらぶ山木木のこのはのちるとまが
ふに

ただみね

22 神なびのみむろの山を秋ゆけば錦たちきる心地こそすれ

(V・秋下・二九五、二九六)

是貞のみこの家の歌合のうた

ただみね

1 山田もる秋のかりいほにおくつゆはいなおほせ鳥の涙なりけ

り

(秋下・三〇六)

これさだのみこの家の歌合のうた

よみ人しらす

48 秋なれば山とよむまでなくしかに我おとらめやひとりぬるよ

は

(恋二・五八二)

歌合記録には載らないアルファベットを付した歌は、a s n

の一四首である。¹⁸⁾ 歌合番号を付した九首が歌合にも『古今集』

にもあるものとなる。

『古今集』の詞書は、それが和歌の右にないときはさらに右の歌の詞書を受けるといふ決まりを遵守しているため、括弧でくくった五組の連続した和歌を I (62・58)、II (28・d)、III (i・j)、IV (k・24)、V (n・22) と呼ぶと、I II のように歌合歌にもある歌に続く d も歌合の歌であるという信憑性が

是貞親王家歌合について

高い。IV・V はその逆、III は二首とも歌合記録にはないが、a から n まで、『新撰万葉集』成立から十数年内に撰集された『古今集』に「是貞親王家歌合の歌」と詞書されている。可能性としては、歌合草稿の一部が伝承して『古今集』に入れたことも考え得るが、古今集詞書への記載は、「是貞親王家歌合」と呼ばれる場(もしくは書)がまとまったことを意味するだろう。現存本文でさえ七一首を数える本歌合は、三十五番の体裁よりも大きな歌合本体が散佚したと諸説が認めるとおりである。

また、『後撰集』にも「是貞親王家歌合の歌」として入集している和歌がある。これらは、『平安朝歌合大成』で『古今集』に次いで「副文献資料」とされるものであるが、『古今集』の二三首に比して、『後撰集』に入集するものは、次の三個所四首である。

これさだのみこの家の歌合に

よみ人しらす

o にはかにも風の涼しくなりぬるか秋立つ日とはむべもいひけ

り

(後撰集・秋上・二二七)

是貞のみこの家歌合に

壬生忠岑

30 松のねに風のしらべをまかせては竜田姫こそ秋はひくらし

(秋上・二六五)

是貞のみこの家の歌合に
よみ人しらず

55 秋の夜の月の光はきよけれど人の心のくまはてらさず

pあきの月常にかくてる物ならばやみにふる身はまじらざらまし
(VI・秋中・三三三、三三四)

ただし、連続して載せられる (VI) の55番歌詞書は、天福本では「是貞のみこの家の歌合に」とあるものが、異本系の堀河本・二荒山本・片仮名本では、後撰集三三三番歌は「秋の歌とて」と題される一連のなかの一首であり、作者も、二荒山本・片仮名本では「よしの朝臣」である。同三三四番歌は堀河本では、三三三番に連続するが、二荒山本・片仮名本では、間に数首を挟み「あきの歌とて」(よみひとしらず)と示されることになり、これに従えば、後撰集三三三番は『歌合大成』のいう「異伝資料」となり、pは歌合歌でないことになる可能性もある。²⁰⁾

この他、『後撰集』には次の十二首の歌合歌が採歌されている。

(題しらず)
42 秋風の吹きくるよひは 蚤きりばりす草のねことにこゑみだれけり
(秋上・二五七)

(題しらず)
(よみ人しらず)

59 秋萩の枝もとををになり行くは白露おもおけばなりけり
(秋中・三〇四)

(題知らず)
(よみ人も)

51 白玉の秋のこのはにやどれると見ゆるは露のはかるなりけり
(秋中・三一一)

(月を見て)
(よみ人しらず)

61 秋風に浪やたつらん天河わたるせもなく月のながるる
(秋中・三三〇 新万・三八〇)

(月を見て)
(よみ人しらず)

8 秋の夜は人をしづめてつれづれとかきなす琴のねにぞなきぬる
(VII・秋中・三三四 忠岑集)

(題しらず)
(つらゆき)

37 名にしおへばしひてたのまん女郎花はなの心の秋はうくとも
(秋中・三四三 新万・一四三)

こしの方に思ふ人侍りける時に
(つらゆき)

43 秋のよに雁かもなきてわたるなりわが思ふ人の事つてやせし
(秋下・三五六)

(題しらず)
(よみ人しらず)

52 往還りここもかしこも旅なれやくる秋ことにかりかりとなく
(秋下・三六二)

(題しらず)
(よみ人しらず)

46 見るごとに秋にもなるかなたつたひめもみぢそむとや山もき

るらん

(秋下・三七八 友則集)

(題しらず)

(よみ人しらず)

69もみちばのながるる秋は河ごと錦あらふと人や見るらむ
13たつた河秋は水なくあせななんあかぬ紅葉のながるればをし

(Ⅷ・秋下・四一五 古今六帖つらゆき、四一六)

(題しらず)

(よみ人しらず)

64もみちばにたまれるかりのなみだには月の影こそ移るべらな
れ

(秋下・四二二)

これらは、『後撰集』撰進時には、「是貞親王家歌合の歌」記録
から失われていた可能性が考えられる。これを先の後撰集伝本
で見ると、二荒山本・片仮名本では46番は作者が「ふかやぶ」、
64番歌は「ただみね」となる。⁽²⁾

「是貞親王家歌合」では、作者表記は冒頭の「忠岑」しかなく、
これも紙上の歌合の形を整えるために付された可能性が指摘さ
れているが、『古今集』『後撰集』への入集状況から、歌人(作者)
と推量されるのは大江千里、壬生忠岑、藤原敏行、紀友則、文
屋朝康、文屋康秀(以上古今集)、紀貫之、(忠岑)(以上後撰集)
であったが、深養父の可能性もあることになる(第四章参照)。
また、『後撰集』との重出歌の中で、括弧でくくったⅦは、
連続ではないが同じ「月を見て」と題する歌群に属し、Ⅷは連

続して『後撰集』に載るものである。

以上の結果と他の歌集との重出を表にすると、(表1)のよ
うになる。表の下端の『後撰集』は、詞書には「是貞親王家歌
合」の歌とは書かれないものである。

そして、(表2)には和歌が重出する勅撰集・私撰集を示した。
勅撰集は『統後撰集』『新千載集』、私撰集は『秋風和歌集』『夫
木抄和歌抄』のともに二歌集であり、他集には取られていない
「是貞親王家歌合」歌が入集していることが解る。
また、(表2)では、『夫木抄』には一首しか入集していない

是貞親王家歌合歌として詞書される歌			
歌集名	部立	数	計(首)
古今	秋上	11	23
	秋下	11	
	恋二	1	
後撰	秋上	2	4
	秋中	2	
是貞親王家歌合歌が入集する数			
歌集名	部立	数	計(首)
後撰	秋上	1	12
	秋中	5	
	秋下	6	

(表1)

是貞親王家歌合歌として詞書される歌				
歌集名	部立	歌集歌番号	歌合歌番号	計 (首)
続後撰	秋中	310	15	1
新千載	秋上	316	10	1
秋風和歌集	秋上	307	17	1
夫木抄	秋四	5390	3	1

(表 2)

ように見える。しかし、次の(表3)に挙がる「是貞親王家歌合歌が入集する数」の表に入っている歌は、『夫木抄』の詞書の表記が、「恒久親王家歌」(五四八八)や「惟貞親王家歌合」(五五四五、五五七九、六〇一五、六〇七三など)のように誤記または当て字されているもので、全て歌合歌が存在し、「是貞親王家歌合歌」として採歌しているものと考えられる。つまり、『夫木抄』には(表2)の一首と併せて、九首の「是貞親王家歌合歌」が入集している。

それぞれ、他の歌集には重出しないので、『夫木抄』が付した作者名「忠峰(3番)・友則(49番)・千里(4番)・元方(47番、23番、26番)・貫之(60番)・興風(33番)・読人不知(17番)」は、今後参加歌人のなんらかのヒントとなるであろう。

それでは、『後撰集』の十二首が「是貞親王家歌合」の歌と認識されず入集している事実に関し

是貞親王家歌合歌が入集する数				
歌集名	部立	歌集歌番号	歌合歌番号	計 (首)
夫木抄	秋四	5488	49	8
		5545	4	
		5546	47	
		5547	60	
	秋五	5579	23	
		5580	33	
	秋六	6015	17	
		6273	26	

(表 3)

て、次に私家集との重出から検討したい。

四 関連私家集

敏行集

敏行集は、片桐洋一氏が『新編国歌大観』解題に述べるように「古今集」後撰集の敏行の歌を集めたものを中核にしているため、西本願寺本では、

n わがきつるかたもしられずくらぶやま山のこの葉のちるとまがふに (敏行集・一〇「これさだのみこのいへのうたあはせに」)

b あきの夜のおくるもしらずなくむしは我がごともものやかなし
かるらむ (同・一五「これさだのみこのいへのうたあはせに」)

e 秋はぎのはなさきにけりたかさこのをのへのしかはいまやな
くらん (同・一六「おなじ」)

k しらつゆのいろはひとつをいかにして秋の山べをちちにそむ
らむ (同・二三「これさだのみこのいへのうたあはせによめる」)

と「是貞親王家歌合歌」であることが示される。全て『古今集』に所収され、作者も藤原敏行で問題がない。

友則集

友則集に入る歌は、二首であるが、同様に片桐洋一氏による『新編国歌大観』解題に、『古今集』、『後撰集』の友則歌を採歌した上で、『後撰集』の友則歌隣接歌や『拾遺抄』の友則

として見える入集歌を集めて作られたことが指摘されている。46露ながらをりてかざさむきくのはなおいせぬ秋のひさしかる
べく (友則集・二五)

71 みるごとにあきにもあるかなたつたひめもみちそむとや山も
きるらん (同・二七)

71 番歌は、『古今集』二七〇に友則作の歌合歌として入集しているが友則集二五には直前の詞書がない。一方、46 番歌は『後撰集』(秋下・三七八)では「よみ人しらず」歌である。先の解題に「後撰集において友則の歌に隣接している(よみ人しらず歌) (底本一四・一五・一六・一九・二〇・二七・二八・二九)を、おそらくは資料に用いた後撰集に「よみ人しらず」の表記がなかったために、誤って友則の歌として」とつたとある指摘に該当するものである。先に、第三章で、当該歌が異本では「深養父」と記されることを述べたが、友則集が採歌した後撰集は、作者表記で「よみ人しらず」の表記がなかった例である蓋然性が高い。

忠岑集

忠岑集は、現在、IⅴIVの四系統に分類されている。「是貞親王家歌合」の和歌が、四系統ともに所載されるのは、1 番・19 番・22 番・28 番・30 番・58 番歌で、8 番歌は IIⅢIV に、24 番

歌は I II IV に収められる。そこで、多くの歌合歌を所載する II 系統（西本願寺本）と IV 系統（冷泉家時雨亭叢書『平安私家集九』枳形本）を見てゆきたい。

II 西本願寺本

「はるのはじめに、右大将の屏風のうた」という詞書に続く、「はるきぬと人はいへともうくひすのなかぬかきりはあらしとそおもふ」（五）から連続するので、「右大将の屏風のうた」の秋の帖の和歌である忠岑集一四からが歌合歌となる。

あきのよつきのいみしうあかゝりに

58 ひさかたのつきのかつらもあきはなを もみちすればやてり

まさるらん

(二四)

8 あきのよは人をしつめてつくくと かきなすことのねにそなきぬる

(二五)

1 やまたもるあきのかおにおくつゆは いなおほせとりのなみ
たなりけり

(二六)

これきたのみこのいへのうたあはせ

30 まつのえにかせのしらへをまかせては たつたひめこそあき

はひくらし

(二七)

22 かみなひのみむろのやまをわけゆけは にしきをそきるこゝ

ちこそすれ

(二八)

中宮の御屏風

28 やまさとはあきこそことになしけれ しかのなくねにめを
さましつゝ

(二九)

IV 冷泉家時雨亭叢書『平安私家集九』枳形本

「あき、月を」の詞書で三番に

58 ひさかたの月のかつらもあきはなを もみちすればやてりま

さるらん

があり、「寛平の御とき、中宮のうたあはせに」の詞書の二二番「くるゝかとみればあけぬるなつのよを あかすとやなく山ほとゝきす」に続く歌群に、

8 あきのよはひとをしつめてつれくと かきなすことのねに

そなきぬる

(二六)

があり、「是貞親王家歌合」の詠が続く。

あきのたのいほりといふことを、これきたのみこのいへのうたあはせに

1 山たもるあきのかりほにおくつゆは いなおほせとりのなみ

たなりけり

(二八)

これきたのみこのうたあはせに

30 ことのねにかせのしらへをあはせては たつたひめこそあき

はひくらし

(二九)

22かみなひのみむろの山をあきゆけは にしきたちきること
こそすれ (三〇)

これさたのみこのいへのうたあはせによめる

28山さとはあきこそことになしけれ しかのなくねにめをさ
ましつゝ (三一)

採歌資料は異なるようにみえる。ただ、58番歌は『古今集』に「是貞親王家歌合の歌」として作者忠岑で入集するにもかかわらず、西本願寺本では屏風歌で「あきのよつきのいみしうあかゝりしに」という絵を詠んだものとされ、他の系統でも「秋の明るい月」が詞書されることは共通している。『後撰集』に「読み人しらず」で入る8番歌も「忠岑集」では「秋の明るい月」の歌であるので、この二首や、西本願寺本で「中宮の御屏風」歌とされる28番歌などは、忠岑の詠草が「是貞親王家歌合」の資料となった可能性を持つていると思われる。

五 おわりに——新撰万葉集——

『新撰万葉集』撰進のための詠歌の機会として、「歌合」という形式が取られたのはなぜか。和歌を多くの人が共有し、それに優劣をつけるための討議の場が持たれることは、撰集のために有益であることは想像できる。しかし、「寛平御時后宮歌合」

にくらべ、「是貞親王家歌合」は、現在の記録ではその形式が整っていない。それが散佚のためか、企画が完成に至らず、再度「寛平御時后宮歌合」が企画されたのか。それも、考慮される必要がある。

そこで、まず『新撰万葉集』との関係を整理しておきたい。『新撰万葉集』に入集した和歌は一六首。上巻に一首が下巻に五首が入るが、現在の「是貞親王家歌合」記録からは、

30松之声緒 風之調丹 任手者 竜田姫子曾 秋者弾良畔 (上・二一九)

19雨降者 笠取山之 秋色者 往買人之 袖佐倍曾照 (上・二三五)

22甘南備之 御室之山緒 秋往者 錦裁服 許許知許曾為礼 (上・一四二)

37名西負者 強手将侍 女倍芝 人之心丹 秋道来鞆 (上・一四三)

1山田守 秋之仮廬丹 置露者 稻負鳥之 涙那留部芝 (上・一四四)

68黄葉之 流手堰者 山河之 浅杵湍良杵裳 秋者深杵緒 (上・一四九)

67秋之虫 何佗芝良丹 音之為留 特芝影丹 露哉漏往 (下・三六四)

六^{クハカゼニ}秋風丹 溝^{ナミヤカツツム}哉立濫 天^{アマガハ}河 巨^{ワケルセトク}間裳無 月^{ツキノナカ}之流留^{ケル}留 (下・三七四)

(下・三八〇)

の八首が入っている。残りの八首は、一一三(d)、一二五(o)、一二七(e)、一三一(k)、一三三(l)、一三七(h)、三六四(i)、三七二(j)で、現存の「是貞親王家歌合」記録にはないが、七首は『古今集』に重出し、残りの

卒^{ニハカニモ}爾裳 風^{カゼノスズシク}之涼 吹^{フキスルカ}塗鹿 立^{タツアキヒトハ}秋日^{ムベ}砥^{セイヒケリ}者 郁^{ムベ}子裳^{セイヒケリ}云^{ムベ}芸^{セイヒケリ}里

(上・一二五)

は『後撰集』に「これさだのみこの家の歌合に よみ人しらず」で入集するもので、「是貞親王家歌合」歌を補遺すると認められてよいものである。一六首全体で、『古今集』へは一〇首、『後撰集』へは四首重出し、二首は『新撰万葉集』にだけ採歌されている。

この一六首は歌数としては、『新撰万葉集』のなかで大きな割合は占めないが、撰集準備の企画としての役割は、『古今集』『後撰集』への入集状況で確認できたと思われる。「秋歌」が主題であることは指摘されているが、今後は、和歌の詠歌内容や私家集との関係から「是貞親王家歌合」の実態に迫っていきたい。

※歌集の引用は、特に断らない限り『新編国歌大観』『私家集大成』による。適宜漢字を当てた場合がある。

(付記)

本稿は、奥野陽子・岸本理恵・惠阪友紀子との共同研究「平安初期歌合における和歌表現の研究——宇多院をめぐって——」の研究成果の一部であり、JSPS科研費(課題番号JP20K00358)の助成を受けたものである。

(注)

- (1) 一九四五(昭和20)年・美術書院→一九六七(昭和42)年・大学堂書店。参照は、大学堂書店版による。
- (2) 一九五七(昭和32)——一九六九(昭和44)年・私家版→再版・一九七九(昭和54)年・同朋舎→増補新訂・一九九五(平成7)——一九九六(平成8)年。引用は、増補新訂版による。
- (3) 久曾神昇「是貞親王家歌合略考」・『国文学』3号・愛知大学国文学研究室編・一九五四(昭和29)年11月。
- (4) 陽明叢書4 国書編『平安歌合集 下』一九七五(昭和50)年・思文閣。
- (5) 陽明叢書4 国書編『平安歌合集 上』一九七五(昭和50)年・思文閣。
- (6) 古藤真平「宇多天皇とその同母兄弟姉妹」・『文化学年報(同志社大学)』65巻・二〇一六(平成28)年3月。以下、是貞兄弟についての年次や詳細については、東京大学史料編纂所データベース・「大日本資料」と同論文に拠るところが大きい。

(7) 村瀬氏は、「是貞親王家歌合」「寛平御時后宮歌合」の両解題を担当され、前者については「開催にあたっては天皇の意向が大きく働いたものとみられ、かつその直後に催された寛平御時后宮歌合の予行的行事とみられる」、後者は「母後の六十賀を祝う天皇の意図が働いた」と指摘している。

(8) 『日本古典文学大辞典』(岩波書店)。

(9) 『和歌文学大辞典』(古典ライブラリー・『日本文学web図書館』辞典ライブラリー)。

(10) 新撰万葉集研究会編『新撰万葉集卷上(一)』和泉書院・二〇〇五(平成17)年所収。本文引用は同書による。

(11) 高野平「新撰万葉集に関する基礎的研究」風間書房・一九七〇(昭和45)年およびその採録補訂である『寛平后宮歌合に関する研究』風間書房・一九七六(昭和51)年。

(12) 岸本理恵「寛平御時菊合解説」。三木麻子・奥野陽子・岸本理恵・恵阪友紀子『宇多院の歌合新注』青簡舎・二〇一九(令和元)年所収。

(13) 拙稿「宇多院物名歌合解説」。注12の『宇多院の歌合新注』所収。

(14) 注4の『陽明叢書4』解説。

(15) 是貞は、光孝在位中は源氏賜姓を賜っており、実質的には親王ではない。歌合が最終的な身分呼称で呼ばれたとしても、「仁和第二親王家歌合」や「仁和二宮歌合」が順当であり、割注として書かれる「仁和御時親王歌合」を重視する必要はないと思われる。また、宇多の和歌活動という点からみても、光孝在位中より、天皇となった宇多が文芸活動を広めたと考えられる。

(16) 『新編国歌大観』番号(『平安朝歌合大成』も同じ)を付し、

注5の本文を翻刻。反復記号は、文字に直し適宜漢字を当て、濁点を施した。

(17) 堀部正二「纂輯 類従歌合とその研究」(大学堂書店)

(18) 『平安朝歌合大成』は、補1〜補18までの本文補遺を記しているが、うち補1から補13・18は『古今集』からの補入、補15・16が『後撰集』からの補入で、補14は歌合48番歌、補17は15番歌である。新たに『古今集』からの補入にa、n、『後撰集』からの補入にo、pを付した。

(19) 大阪女子大学『後撰和歌集総索引』大阪女子大学国文学研究室・一九六五(昭和40)年に拠る。

(20) 詠歌内容としてもpは「秋の月」と対照的に我が身を「闇にふる身」と表現する人事詠の要素が強く、「秋」がテーマの歌合にふさわしいか疑問である。すると55番歌(三二三)の「心のくま」のような雑の歌も、同様となる。

(21) ちなみに46番歌は、友則集27(西本願寺本)にも入集している。第四章参照。

(22) 忠岑集

I 冷泉家時雨亭叢書『平安私家集九』所収本

II 西本願寺本三十六人集本

III 冷泉家時雨亭叢書『承空本私家集上』所収本

IV 冷泉家時雨亭叢書『平安私家集九』所収枳形本

「私家集大成解題」(片野達郎・新藤協三)に拠る。

(みき あさこ・神戸教育短期大学 学長)